

市政記者各位

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付について

子育て世帯への臨時特別給付については、国が先行給付の5万円に加え、残りの5万円も一括して給付することも可能とされたことをふまえ、**福岡市では10万円の一括給付**を実施いたしますので、お知らせいたします。

1. 支給額 児童一人当たり 5万円 → **10万円（一括給付）**

2. 対象者 **※ 変更なし**

平成15年4月2日から令和4年3月31日までに生まれた児童を養育する方

- ① 令和3年9月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者
 - ② 令和3年10月1日から令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当受給者
 - ③ 令和3年9月30日時点で高校生世代(平成15年4月2日～平成18年4月1日)の児童を養育する父母等のうち所得が高い方
- ※ いずれも、令和2年の所得が、児童手当の所得制限限度額未満の方に限ります。

3. 申請について

【申請が不要な方】

- 上記対象者①・②に該当する方 ※ ②の方については、児童手当認定後のご案内となります
 - 上記対象者③のうち、きょうだいを対象とした児童手当(特例給付を除く)を福岡市から受給している方
- ※ **すでに「支給を知らせる事前通知」が届いている方については、支給額変更に伴う再通知は送付しません**ので、恐れ入りますが、預貯金通帳等で振込額をご確認ください。

【申請が必要な方】

- 上記対象者③のうち、中学3年生までのきょうだいがいない高校生世代の児童のみを養育する方
 - 所属庁から児童手当を受給している公務員
- ※ **すでに申請をいただいている方については、再度の申請は不要**です。

4. 支給予定時期 **※ 変更なし**

- ・ 申請が不要な方は、**令和3年12月24日(金)以降**に、児童手当支給口座に順次支給予定
- ・ 申請が必要な方は、**令和4年1月以降**、指定口座に順次支給予定

【お問い合わせ】福岡市子育て世帯への臨時特別給付金コールセンター

TEL 092-401-1800 (受付時間：平日9時～17時30分)

土・日・祝・年末年始(12月29日～1月3日)休み